

◆第 3 章 関税定率法

頁	新	旧
352	① 便益関税の適用国の数を変更（イエメンの WTO への加入に伴い、便益関税の適用国からイエメンを除外）	
	① 便益関税の適用国 アフガニスタン、イラク、イラン、アルジェリア、エチオピア、リビア等 <u>16</u> カ国《政令第 1 条、別表》	① 便益関税の適用国 アフガニスタン、イラク、イラン、アルジェリア、エチオピア、リビア等 <u>17</u> カ国《政令第 1 条、別表》
371	フローチャート内右下部分の一部を下記のように訂正	
	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">製造原価への積上げの方法 (定率法第 4 条の 3 第 2 項)</div> <p>↓</p> <p>(上記の価格によれない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国内販売価格からの逆算の方法 (定率法第 4 条の 3 第 1 項)<u>(※)</u></div> <p>↓</p> <p>(上記の価格によれない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">特殊な輸入貨物の課税価格の決定方法(その他の価格による決定方法) (定率法第 4 条の 4)</div> </div> <p>(※)輸入貨物を国内で加工したものの国内販売価格からの逆算の方法(定率法第 4 条の 3 第 1 項第 2 号)を含む</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">製造原価への積上げの方法 (定率法第 4 条の 3 第 2 項)<u>(※)</u></div> <p>↓</p> <p>(上記の価格によれない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国内販売価格からの逆算の方法 (定率法第 4 条の 3 第 1 項)</div> <p>↓</p> <p>(上記の価格によれない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">特殊な輸入貨物の課税価格の決定方法(その他の価格による決定方法) (定率法第 4 条の 4)</div> </div> <p>(※)輸入、貨物を国内で加工したものの国内販売価格からの逆算の方法(定率法第 4 条の 3 第 1 項第 2 号)を含む</p>

頁	新	旧
390	下から 8 行目以下、割増料金についての記載を削除	
	<p>ハ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれるものとして取り扱う。(後略)</p>	<p>ハ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金(輸入港における滞船料(発生の時点が輸入港到着後であるかを問わない。)を除く)は、「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれるものとして取り扱う。(後略)</p>
391	上から 9 行目、「ホ」の記述の次に新たな項目として「へ」を新設	
	<p>ホ 輸入貨物である船舶又は航空機が、運送貨物を積載しないで引渡港 (…中略…) 当該船舶又は航空機の燃料費、乗組員費等当該運航に要した費用をいう《定率法基本通達 4-8-(3)ロ》。</p> <p>へ <u>輸入貨物の運送に関し、輸入港において発生する滞船料(発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。)及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 輸入港までの運賃(80)に輸入港において滞船料(10)が発生し運賃として 90 を支払う場合又は輸入港までの運賃(80)に輸入港において早出料(10)が発生して運賃として 70 を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも 80 となる。</u></p>	<p>ホ 輸入貨物である船舶又は航空機が、運送貨物を積載しないで引渡港 (…中略…) 当該船舶又は航空機の燃料費、乗組員費等当該運航に要した費用をいう《定率法基本通達 4-8-(3)ロ》。</p>
398	下から 5 行目(b)加算すべき費用の計算方法イ (イ) 内、根拠規定を訂正	
	<p>(イ) 買手が自ら生産した物品又は買手と特殊関係にある者(注)が生産した物品であつて当該買手が当該者から直接に取得した物品である場合《定率令第1条の5第2項第1号》</p>	<p>(イ) 買手が自ら生産した物品又は買手と特殊関係にある者(注)が生産した物品であつて当該買手が当該者から直接に取得した物品である場合《定率法第1条の5第2項第1号》</p>

頁	新	旧
401	図表の下4行目、参照記号を訂正	
	(ロ)(イ)に掲げる役務以外の役務(買手が自己と特殊関係にない者から取得した役務の場合)《定率令第1条の5第4項第2号》	(ロ)(a)に掲げる役務以外の役務(買手が自己と特殊関係にない者から取得した役務の場合)《定率令第1条の5第4項第2号》
409	下から6行目、医薬品医療機器等法(旧薬事法)正式名称を追加	
	例: 輸入医薬品について、 <u>医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</u> に基づく使用方法等の制限	例: 輸入医薬品について、 <u>医薬品医療機器等法</u> に基づく使用方法等の制限
412	上から二つ目の項目「へ」の図表内一部訂正	
	<p>へ 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有、管理又は所持されている場合 《定率令第1条の8第5号》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>直接に所有</p> <p>第三者(例えば、持株会社)</p> <p>5%以上出資</p> <p>買手 売手</p> <p>∴ 第三者の買手及び売手に対する出資比率は、5%以上である</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>間接に所有</p> <p>50%出資</p> <p>A社</p> <p>10%出資</p> <p>買手 売手</p> <p>∴ 第三者の売手及び売手に対する出資比率は、<u>5%以上</u>である</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">したがって、買手と売手の間に特殊関係がある</p>	<p>へ 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有、管理又は所持されている場合 《定率令第1条の8第5号》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>直接に所有</p> <p>第三者(例えば、持株会社)</p> <p>5%以上出資</p> <p>買手 売手</p> <p>∴ 第三者の買手及び売手に対する出資比率は、5%以上である</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>間接に所有</p> <p>50%出資</p> <p>A社</p> <p>10%出資</p> <p>買手 売手</p> <p>∴ 第三者の売手及び売手に対する出資比率は、<u>5%</u>である</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">したがって、買手と売手の間に特殊関係がある</p>

頁	新	旧
422	(4)製造原価に積み上げる決定方法の根拠規定を訂正	
	(4)製造原価に積み上げる決定方法 輸入貨物の課税価格を定率法第4条(…中略…)用を加算した額とする《 <u>定率法第4条の3第2項</u> 》	(4)製造原価に積み上げる決定方法 輸入貨物の課税価格を定率方第4条(…中略…)用を加算した額とする《 <u>定率法第4条第2項</u> 》
503	P.502 からの(3)詰め物をしたパスタの分類の後段、P.503 の 1 行目から 3 行目にかけて記述を一部訂正	
	(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）」と規定されていることから <u>詰物をしたパスタは、肉の含有量に関係なく当該項に分類される。</u>	(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）」と規定されていることから <u>肉の含有量及び詰物の有無に関係なく第19類に分類される。</u>

◆第6章 外国為替及び外国貿易法

頁	新	旧
597	2. 輸出の承認の申請手続内 7～8 行目の一部の記述を削除	
	2. 輸出の承認の申請手続 (前略) なお、 <u>輸出令別表第2の 35 の2の項(2)(廃棄物)及び 43 の項(国宝、文化財、重要美術品等)</u> については、 <u>他の法令による輸出の許可等</u> を受けている場合に限り、輸出の承認が行われる《 <u>輸出令第2条第3項</u> 》。	2. 輸出の承認の申請手続 (前略) なお、 <u>輸出令別表第2の 35 の2の項(2)(廃棄物)及び 43 の項(国宝、文化財、重要美術品等)</u> については、 <u>他の法令による輸出の許可等</u> を受けている場合又は <u>他の法令による輸出の免許</u> を受けている者が輸出する場合に限り、輸出の承認が行われる《 <u>輸出令第2条第3項</u> 》。